

議 長 日程第1「議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。令和4年9月8日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 古谷星工人。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、9月8日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第3回議会定例会において付託された「議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）」について、慎重に審査をしましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼まちづくり課長、総務課長、教育委員会教育課長ほか関係職員出席のもと、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、本議案については適正な契約であると判断しました。なお、専門の技術者がいない工事請負契約については、適正な設計の金額とするために設計委託をされたい。

以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）に対する委員長報告は可決です。議案第38号工事契約の締結について（令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）について、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。